

平成30年関川村議会9月(第5回)定例会議会議録(第2号)

○議事日程

平成30年9月7日(金曜日) 午前10時 開議

- 第 1 議案第60号 せきかわふれあいど～むの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 2 議案第61号 平成30年度関川村一般会計補正予算(第4号)
 - 第 3 議案第62号 平成30年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
 - 第 4 議案第63号 平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第3号)
 - 第 5 議案第64号 平成30年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
 - 第 6 議案第65号 平成30年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
 - 第 7 議案第66号 平成30年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
 - 第 8 議案第67号 上第1号温泉橋添架配水管更生工事請負契約の締結について
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第60号 せきかわふれあいど～むの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 2 議案第61号 平成30年度関川村一般会計補正予算(第4号)
 - 第 3 議案第62号 平成30年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
 - 第 4 議案第63号 平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第3号)
 - 第 5 議案第64号 平成30年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
 - 第 6 議案第65号 平成30年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
 - 第 7 議案第66号 平成30年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
 - 第 8 議案第67号 上第1号温泉橋添架配水管更生工事請負契約の締結について
-

○出席議員(10名)

1番	近	良	平	君	2番	伊	藤	敏	哉	君		
3番	小	澤	仁	君	4番	加	藤	和	泰	君		
5番	鈴	木	万	寿	夫	君	6番	高	橋	忠	夫	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	菅	原	修	君		
9番	伝	信	男	君	10番	平	田	広	君			

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村 長	加 藤 弘 君
副 村 長	宮 島 克 己 君
教 育 長	佐 藤 修 一 君
総 務 課 長	加 藤 善 彦 君
税務会計課長	板 越 昌 生 君
住民福祉課長	佐 藤 充 代 君
農林観光課長	野 本 誠 君
建設環境課長	高 橋 賢 吉 君
教 育 課 長	熊 谷 吉 則 君
税務会計課参事	富 樫 佐 一 郎 君
建設環境課参事	渡 邊 隆 久 君
住民福祉課参事	佐 藤 恵 子 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	河 内 信 幸
主 任	石 山 洋 介

午前10時00分 開 議

○議長（近 良平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
議事進行によりしくご協力をお願いいたします。

日程第1、議案第60号 せきかわふれあいど～むの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第1、議案第60号 せきかわふれあいど～むの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

議案第60号でございますが、せきかわふれあいど～むの設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。詳細につきましては、教育課長に説明させます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（近 良平君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） それでは、提案理由の説明の前に、昨日皆様のお手元に配付のせきかわふれあいど～むの設置及び管理に関する条例の一部改正の新旧対照表の差しかえをお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議案第60号についてご説明させていただきます。このたびの条例の一部改正の主な内容といたしましては、せきかわふれあいど～む内にありますトレーニング施設の使用料につきまして、現在村民以外の方が使用した場合に使用料をいただいておりますが、改正後は村民の皆様からも使用料をいただくというものであります。

ページを1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。新旧対照表が3ページにまたがっておりますので、あらかじめご了承ください。

改正前の第7条第1項におきましては、ど～むの利用は原則使用料はいただきませんが、村民以外の使用または営利を目的とする使用の場合は、使用料を別表で定めたこととなっております。

また、同条第2項で特に必要と認められる場合は第1項の使用料の全部または一部を減免することができることとなっております。これに対しまして、改正後の第7条第1項におきましては表現を改正前と変えまして、ど～むの使用は別表を3区分に分けまして、別表により使用料をいただきますが、村民が営利を目的としないで屋内運動場とクライミングウォールを利用する場合は使用料はいただかないことといたします。

屋内運動場といいますのは、オムニコートとランニングコースの部分の総称のことです。オムニコートといいますのは、人工芝の上に砂が敷いてありますテニスやゲートボール等で使用される場所のことをいいます。

また、改正後の同条第2項では、規則で定める特別の理由があると認められる場合は第1項の使用料の全部または一部を免除することができることといたします。

次に、別表のご説明をさせていただきます。改正前の別表は、営利を目的としてトレーニング施設を除く全館を使用した場合の料金表と、村民以外の方がトレーニング施設を使用した場合の料金表となっております。これに対しまして、改正後の別表は施設ごとに3区分にしております。

(1)の屋内運動場につきましては、営利を目的として使用する場合の料金表であります。これにつきましては改正前と表記は変えましたが、内容については変更ございません。

次に、(2)のトレーニング施設につきましては、村民の皆様からも使用料をいただくということで、村民で中学生以下を除く65歳未満の料金表、村民で65歳以上の料金表、村民以外の料金表を新たに加えるものであります。村民で中学生以下を除く65歳未満の方については1回につき100円、回数券11枚で1,000円、定期券の1カ月券が1,500円、同じく3カ月券が3,000円、同じく6カ月券が5,000円、同じく12カ月券が8,000円と、定期的に使われる方にはお得になる料金設定とさせていただきました。

また、村民で65歳以上の方には1回券の料金は変わりませんが、回数券、定期券につきましては高齢者の方々の健康維持、増進の一助となればと思ひまして、全て村民の65歳未満の使用料の5割負担とさせていただきました。村民以外の方の使用料につきましては、村民で65歳未満の5割増しの料金とさせていただきました。

今回の料金設定に当たりましては村上市、胎内市、新潟市等のトレーニング施設を設置しております各自治体の料金表を参考にして、その中でも安い料金設定とさせていただきました。

最後に、(3)のオムニコート、クライミングウォールにつきましては、村民以外の方が営利目的以外でを使用した場合の料金表を新たに追加したものであります。テニスやゲートボールなどでオムニコートを利用した場合またはクライミングウォールを使用した場合の料金表となっております。

なお、この条例の施行期日につきましては、村民や村民以外の方々への周知期間が必要ですので、平成31年1月1日からの施行とさせていただきます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより議案第60号 せきかわふれあいど〜むの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありますか。3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） おはようございます。3番、小澤です。よろしくお願いいたします。

ど〜むのトレーニング施設に関しましては、利用者が大分ふえていらっしゃるということを聞きます。済みません、大変申しわけありません、私1回も利用したことがないんですけども、利用した方によると、使える機器と、ちょっと使いづらいなという機器と分かれてしまって、ランニングマシンなんかはすごく待ち時間もいっぱいあって、混んでいる時間帯になると使えないとかという話も聞かれますが、今現在の無料で使っていると思うんですが、今現在の利用者数、利用率、それからそれが有料化になったときに、それがどういうふうに移されるであろうという予測がもし立っていましたら、お願いします。

○議長（近 良平君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 小澤議員の質問にお答えします。

平成29年度のトレーニングルームの利用者は村民で6,654人、村外で171人ということで合計6,825人です。村民のほうは無料ですので収入にはなりませんけれども、村外のほうで100円取っておりますので、その分の収入が上がっております。よろしいでしょうか。（「有料になったときの予測についても」の声あり）有料になったときの予測で、はい。

同じような29年度の人数で計算しますと、100円取ることということで、6,600人ということで大体66万円ぐらいの収入、あと村外の方は同じ人数であればそれを5割増ししますので、約170人ほどいますので2万5,000円ということで、約70万円ぐらいの収入を見込んでおります。（「要はどれくらい減るかということだろう」の声あり）

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） それ、あれですね、そのままの人数掛けた料金ですね。今無料だから使っているんだけどというあたり、どんなふうな、調査とかというのはされていますか。（「減るかどうかということ」「そうそう」「ふえるのか減るのか」の声あり）

○議長（近 良平君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 有料にしたことで、予測ですけども、多少は減る可能性あるのかなとは思いますが。

○議長（近 良平君） 3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） この有料化というのは、今ここで出てきたんですけども、事前にこうなったらとかという、もし有料化になったとしたらとかというアンケートなり調査というのはされていないわけですか。

○議長（近 良平君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 特にアンケートはしておりません。

○議長（近 良平君） 3番。

○3番（小澤 仁君） 村上市、胎内市、新潟市のスポーツ施設の金額を比較されたというお話だっ

たんですけれども、新潟市なんかは当然比較できないぐらい設備の内容が違うと思うんですが、例えば村上市にある今2団体スポーツジムやっているとと思うんですけれども、その機具、設備等も比較はされていますか。

○議長（近 良平君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 全て一台一台、何と何が違うかとか、そこまでは調べておりませんけれども、およそその村上市、胎内市さんにあるものはうちのほうにも同等レベルの何かあると思っております。

○議長（近 良平君） 3番。

○3番（小澤 仁君） 済みません、村長たまに行きますよね。新潟市あたりでも使われていたことがありますよね。立場を置いておいて、そのとき客観的に見て、設備の充実性とかというのはどんな感じだと思われませんか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 最近は関川村は余り使っていないんですけれども、これまで新発田市、新潟市を使っております。例えばランニングマシンの数とかも全然違いますし、一方で関川村の場合にはソニックという振動するもの、これは場所によっては1回500円ぐらい取るというところも昔あったんです。新発田は、今はどうかわかりませんが、今はないし、新潟の北区もないです。東区はあります。ということで、いい設備もあるけれども、客観的に見てトレーニングのグレードはどうかという極めて村らしい規模になっているのかなと思っております。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 今回有料化をするという方向での提案なんですけれども、有料化にして将来的にでもすぐにでも、設備を充実させたいとか新しい何かを入れるというところは考えられていますか。

○議長（近 良平君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 有料化にして料金も今度入ってくるわけですがけれども、その辺も見ながら、先ほど小澤議員さんのお話にもありましたけれども、アンケートとかをとりまして、もうそういうもっと機器を充実してほしいとか、そういうアンケートに答えられるだけのお金が入ってくるようであれば、その辺も検討できればなと考えております。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） ちょっと有料化についての補足をさせていただきたいと存じます。

まず、有料化のそもそも私が議会の場でご説明を当初させていただいていますが、目的は2つございます。1つは、ああいった設備についてはどこも受益者負担が原則と。言いかえれば、あの施設を利用している方の経費について、ほかの村民が負担するのではなく、ある一定自分が負担すべ

きだろうということで受益者負担、これはもうどこもやっているの、関川村も入れるべきだろうというのが1点目でございます。

そして、もう一点目は私がやってきた経験から申しますと、有料化になりますと、かなりシビアに考えます。今の村の場合にはとりあえずカードはつくっておくかと、つくっている方はいっぱいいるんですけども、ほとんどやっていないというのが現状です。これが有料化になると、1回券を買うのが得なのか3カ月がいいのか1年がいいのかと。私の場合ですと1年を買います。なぜかという安から。でも、1年買うとどういうことするかといいますと、何回やればもとをとるか計算するんですね。だから、今週行ってないから来週行かないと、もととれないということやるわけです。それが結果として、健康維持のためのインセンティブにつながるという意味もあって、無料化の場合は、やってもやらなくても金がかからないというと余りインセンティブ働かないので、そういう意味でも高額を取ろうというのでなしに、インセンティブを働かせる意味でもやっぱり取るべきだろうという判断で、今回条例提案しているものでございます。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

大体今の小澤議員の質問と同じような内容なんですけれども、村長がいい答弁してくれましたので、やはり一番気がかりなのはこの年齢ごとに分けたというの、今までであれば1日幾らということで全部一律だったんですけれども、65歳以上と65歳以下と分けて今度徴収するということなんですけれども、今の使用人数の割合、65歳以上と65歳以下、今どの年代が一番使用されているところか聞きたいと思います。

○議長（近 良平君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 伝議員さんの質問ですけれども、人数は今把握しておりましたけれども、その年代別のものはちょっと今手元にございませんで、申しわけございません。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） では、村長に聞きます。今使用料を徴収するという内容、村長のすばらしい考え、これも理解したところでありますけれども、この65歳未満のものと65歳以上に分けた理由は何かありますか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 働いている世代と年金世代といいたいでしょうか、とりわけ高齢者、65歳以上については極力そういった形に親しむ環境をなるべくつくるべきだろうということで、ほかの市町村もこういう配慮をしておりますけれども、高齢者割引を導入するのが適当だろうという判断で区分をいたしました。

○議長（近 良平君） 9番。

○9番（伝 信男君） 高齢者にすればありがたい話なんですけれども、その分若い人たちに負担がかかると、保険なんかも全部今、利用している者から多少負担してもらおうという考えで進んでいるわけなんですけれども、これ本来であれば今までどおり一律でもいいのではないかなという感じもあるんですけれども、村長がそういう温かい気持ちあるのであれば、我々高齢者とすれば、いいほうに受け取って、村長の答弁で理解したいと思います。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第60号については、総務厚生常任委員会へ会議規則第39条第1項の規定により付託します。

日程第2、議案第61号 平成30年度関川村一般会計補正予算（第4号）

日程第3、議案第62号 平成30年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第4、議案第63号 平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第3号）

日程第5、議案第64号 平成30年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第6、議案第65号 平成30年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第7、議案第66号 平成30年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（近 良平君） 日程第2、議案第61号 平成30年度関川村一般会計補正予算（第4号）から日程第7、議案第66号 平成30年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第61号から議案第66号は、平成30年度の関川村6つの会計の補正予算でございます。

詳細はそれぞれ総務課長、住民福祉課長、建設環境課長に説明をさせます。どうぞよろしく願います。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 議案第61号 平成30年度関川村一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明をいたします。歳入歳出にそれぞれ4,510万円追加しまして、48億6,370万円とするものがあります。

初めに、歳出につきましてご説明いたします。10ページをお開きください。

2款1項1目13節例規整備委託料、平成32年度実施予定の会計年度任用職員制度、これに係る例規整備の委託料でございます。

続きまして、2目11節修繕料は広報無線の個別受信機の修繕増に伴う補正でございます。

次に、4目11節修繕料、これにつきましては庁舎冷房設備修繕として、老朽化した庁舎内配管の更生と冷却塔の補給水管修繕を行うもので、庁舎管理基金からの繰入金を充当するものでございます。

次に、3項1目13節社会保障税番号制度システム改修委託料は、住民基本台帳システム外関連システム改修、マイナンバーカード等への旧姓併記等のために必要な改修を委託するもので、国の補助10分の10で事業を行うものでございます。

次のページをごらんください。

3款1項1目28節繰出金、これにつきましては国保会計への繰出金で、事業量増に伴う共同電算システム委託料の増と、総合行政システム更新に伴う通知書の作成、印刷費への繰り出しでございます。

2目19節後期高齢者医療広域連合負担金は、平成29年度療養給付費負担金額の確定に伴う過年度支払い分でございます。

23節県支出金精算返還金は、平成29年度事業確定に伴う補助金の返還金でございます。

28節介護保険会計繰出金事務費繰出金は、人事異動に伴う職員給料分です。地域包括支援センター運営費繰出金は、関係機関と介護者情報等の共有を図るために貸与用のタブレット6台の賃借料と人事異動に伴う職員の給料分でございます。

4目13節自立支援給付システム改修委託料は、障害者総合支援法改正に伴うシステム改修費で、国の補助が2分の1でございます。

23節心身障害者福祉対策費と11事業の医療給付費の国県支出金精算返還金は、補助金確定に伴う返還金でございます。

5目13節国民年金システム改修業務委託料は、制度改正に伴うシステム改修費です。国民年金第1号被保険者の産前産後期間が免除されるということで、これに伴うシステムの改修費でございます。

次のページをごらんください。

2項1目23節ひとり親家庭医療費助成事業県支出金精算返還金は、補助金確定に伴う返還金でございます。

2目7節保育士臨時雇用賃金は、職員の産休代替のため非常勤職員を6カ月、1名雇用するための賃金でございます。

23節保育園管理費国県支出金精算返還金は、子ども・子育て支援交付金の額の確定による返還金でございます。

めくっていただきまして、13ページをごらんください。

4款1項2目23節健康増進事業国庫支出金精算返還金は、事業費確定による感染症予防事業費等国庫負担金の返還金でございます。県支出金精算返還金につきましては、同じく事業費確定による健康増進推進事業費県補助金の返還金です。

4目23節養育医療費助成事業国庫支出金精算返還金、これにつきましては、助成金の額の確定による返還金でございます。

2項1目11節ごみ処理対策費印刷製本費は、指定ごみ袋、こちらの大的ごみ袋の在庫が少なくなったことから、増刷を行うものでございます。

14ページをごらんください。

3目11節農林水産業施設管理費修繕料は、かじか養殖センター地下水、井戸の洗浄費でございます。

19節農林水産業総合振興事業補助金は、農業生産法人の農業機械購入に対する県の補助金です。136万円の2分の1を県補助金で賄うというものでございます。

4目13節畜産振興費汚水処理施設保守点検委託料は、畜産団地浄化槽保守点検委託業者の交代により単価の上昇分でございます。

15ページをお開きください。

6款1項3目19節関川村観光協会補助金は、9月30日に雲崎町で開催予定の町村博覧会への参加補助金で、全額県の町村会から助成されるものでございます。

7款2項2目11節道路橋梁維持費修繕料は、村道修繕料の増に伴う補正でございます。

16ページをごらんください。

3項1目11節河川総務費修繕料は、湯沢地内、中ノ沢の堆積土砂の撤去費でございます。

5項1目11節住宅管理費修繕料は、住宅入居者の退去に伴う修繕費の増によるものでございます。めぐりまして、17ページをごらんください。

10款1項1目19節現年発生災害復旧事業費農業生産基盤整備等事業補助金は、5月豪雨の不足分を補正するもので、小和田地内と土沢地内のり面崩落修繕を行う土地改良区に対します補助金でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。7ページをお開きください。

8款1項1目1節地方特例交付金は、交付金の額の確定により59万8,000円を計上するものでございます。

13款2項1目1節社会保障番号制度システム整備国庫補助金は、住民基本台帳システム外関連システムの改修補助金です。補助率は10分の10でございます。

2目1節障害者総合支援事業費国庫補助金は、障害者総合支援法改正に伴うシステム改修補助金です。補助率は2分の1です。

3項2目1節国民年金事務委託金は、第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除に伴うシステム改修の委託金で、補助率は10分の10でございます。

8ページをごらんください。

14款2項4目1節農林水産業総合振興事業県補助金は、歳出で先ほど説明しました農業生産法人への農業機械の購入に伴います県の補助金でございます。

15款2項2目1節除雪車売り払い収入は、除雪車の更新により古くなったドーザー13トン級1台、11トン級1台の売り払い収入でございます。

17款1項1目11節庁舎管理基金繰入金は、庁舎冷房設備修繕に充当するための繰入金でございます。

9ページをごらんください。

2項1目2節介護保険特別会計繰入金過年度繰出金精算繰入金は、事業費確定により前年の介護給付費分と地域支援事業費分、そして低所得者軽減分を繰り入れるものでございます。

18款1項1目1節前年度繰越金は、このたびの補正の財源とするものでございます。

19款6項2目1節雑入の町村博覧会助成金受け入れは、先ほど説明しました県町村会からの町村博覧会参加助成金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（佐藤充代君） それでは、議案第62号 平成30年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,890万円とするものでございます。

206ページをごらんいただきたいと思います。歳出のほうを説明させていただきます。

1款1項1目13節委託料でございます。共同電算システム等委託料ということで、国保の都道府県化に伴いまして、システムの改修に伴う委託料でございます。

1款2項1目11節印刷製本費43万8,000円につきましては、総合行政システムの更新に伴いまして、納税通知書の作成が必要となったものでございます。この歳出の財源といたしまして、205ページ、歳入のほうでございますけれども、一般会計からの繰り入れを充当するものでございます。

続きまして、議案第63号 平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,590万円とするものでございます。

305ページをごらんいただきたいと思います。

1 款 1 項 1 目 9 節旅費につきましては、医師の赴任旅費につきまして、不用残といたしまして13万6,000円の減額をするものでございます。

11 節消耗品につきましては、コピー用紙など診療所の一般管理費の消耗品でございます。60万円を追加するものでございます。印刷製本費につきましては、レントゲンのフィルム等を収納する袋を印刷するものでございます。

12 節役務費通信運搬費につきましては、診療所の医師が持つ携帯電話の通信料等でございます。

14 節清掃用品リース料4万3,000円、これにつきましては、玄関用マットなどをリースするというところでございます。

18 節備品購入費バイポーラ型止血器57万3,000円の追加でございますが、これは外傷を負った患者さん等の手当てに使う止血器でございます。

続きまして、306ページ、医業費、2 款 1 項 1 目医業費の消耗品でございますが、診療に使用するための消耗品ということで、261万6,000円の追加をするものでございます。

続きまして、304ページ、歳入でございますが、歳出の財源といたしまして診療報酬、診療収入を324万1,000円追加するものでございます。

そして、5 款 1 項 1 目繰越金55万9,000円を追加いたしまして、前年度からの繰入金を全額予算化しております。

続きまして、議案第64号 平成30年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,460万円とするものでございます。

406ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の1 款 1 項 1 目 2 節の給料、3 節、4 節共済費まででございますが、これは人事異動に伴う人件費の補正でございます。

4 款 1 項 1 目給料、手当、次のページの共済費につきましては、職員の昇格等に伴う補正でございます。

14 節使用料及び賃借料、タブレットの賃借料20万6,000円の追加でございますが、これにつきましては平成28年度に導入されたときネットに加入しているわけなんですけれども、このシステムで使うタブレット端末を村上地域在宅医療推進センターから借り上げてまして、村内の介護事業所へ貸し出す予定にしております。単価は1台3万4,241円掛ける6台でございます。2年間のリースで、貸し出し先は村内の社協と1事業所ということで6台の予定でございます。

6 款 1 項 2 目償還金利子及び割引料、介護保険過年度分返還金1,434万円ですが、これにつきましては介護給付費等の事業費確定に伴う精算でございます。

次のページ、408ページですが、2項1目繰出金、一般会計繰出金95万4,000円、これにつきましても事業費の確定による精算でございます。

404ページ、歳入のほうへ戻っていただきまして、4款1項1目介護給付費交付金149万5,000円、それから2目の地域支援事業支援交付金32万7,000円ですが、これにつきましては29年度の事業費確定に伴う精算でございます。

7款1項2目一般会計からの繰り入れでございますが、2目の事務費繰入金につきましては265万円の減額です。これにつきましては、先ほど一般会計のほうでも総務課長から説明がありましたけれども、職員の人事異動等に伴う一般会計からの繰り入金の減額でございます。

5目の事務費等繰入金155万6,000円につきましては、タブレット端末のリース料20万6,000円と職員の人件費に対する繰り入れでございます。

405ページ、8款1項1目繰越金につきましては、今回の補正の財源といたしまして1,347万2,000円を予算計上したものでございます。以上です。

そして、続きまして、議案第65号 平成30年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,650万円とするものでございます。

505ページをごらんいただきたいと思います。

歳出、1款1項1目13節委託料、人間ドックの委託料でございます。当初予算で20人分を計上いたしましたけれども、予算を使い切りましたので、これから見込まれる人間ドックの10人分追加いたしまして、補正後40人分とするものでございます。

3款1項1目還付加算金につきましては、保険料の還付及び加算金についてでございますが、前年度以前の所得更正等に伴いまして、保険料の還付が発生した場合の予算でございます。

504ページ、歳入へ移っていただきまして、3款1項1目1節の後期高齢者医療制度特別対策補助金、国庫補助金、これにつきましては人間ドックに対する補助金でございます10人分、100%の補助金でございます。

6款2項1目還付加算金につきましては、広域連合から歳出の還付が発生した場合、歳出で支払いをいたしますけれども、この分につきましては広域連合から収入されるものでございます。

以上です。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） それでは、議案第66号 平成30年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ790万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ4億6,040万円とするものでございます。

905ページをお開きください。

歳出でございます。1款1項1目総務管理費の給料関係ですが、4月の人事異動に伴うものでございます。

2目11節施設修繕料でございますが、700万円の増額と補正するものでございます。内容としましては、既決予算1,041万9,000円のうち、ほとんど8月末で発注が済みまして、今後浄化センターのポンプの整備や突発的な事故の故障に対応するための700万円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳入でございます。前のページ、904ページをお開きください。

先ほどの歳出の予算に充当するものでございまして、前年度の繰越金790万円を充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） これで、提案理由の説明を終わります。

これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議案第61号 平成30年度関川村一般会計補正予算（第4号）について質疑を許します。質疑はありませんか。2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 14ページお願いします。農林水産業費ですが、4目の畜産振興費の委託料、汚水処理施設保守点検委託料の説明がございましたけれども、畜産団地の浄化槽の点検業者が交代したということでしたけれども、交代する経緯と、それから業者、どちらからどちらになったか教えてください。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（野本 誠君） ただいまのご質問でありますけれども、経緯といたしましては、今までお願いしておった業者が廃業いたしました。それで、村といたしましては次の新たな業者を探しておったんですけれども、なかなか苦慮いたしました。結果的には見つかりました。それで、ただ、予算の交渉もしたんですけれども、今までの業者さんよりも高くなってしまったということで、今回補正をお願いするものでございます。

具体的な業者名につきましては、済みません、資料持ってきたんですが……、済みません、新たな……、これ言ってもいいんですか。（「要りますか、名前。聞きたいですか」「聞きたいというか、前の業者さんはずっと私担当していたころは新星化工……」の声あり）そうでございます。

（「それから、村内の業者になったんですか、それとも……」の声あり）いや、新潟の業者さんであります。済みません、契約していましたので、環境技研株式会社さんでございます。

○議長（近 良平君） 2番、いいですか。

○2番（伊藤敏哉君） はい、ありがとうございます。

○議長（近 良平君） 3番、小澤さん、どうぞ。

○3番（小澤 仁君） 2つあるんですけども、1個ずつやっていったほうがいいですか。では、1個ずつやらせてください。

まず、収入のほうになります。8ページ、15款のところ、物品売り払い収入、除雪車売り払い収入、入札方式で行われていたかと思うんですが、2台あったはずですが。それぞれどちらが買われたかと、1台ずつの金額教えていただいてよろしいですか。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 業者さんのほう、私のほうちょっと確認しなかったんですけども、建設課長のほうからちょっとアドバイスいただきまして、村内の中倉興業さんのほうで落札されたということです。金額が、先ほど言った総額で1,227万9,000円ということでございますけれども、13トン級で金額申し上げますと682万5,600円、11トン級で545万4,000円でございます。

以上です。済みません、業者のほう再度確認の上、小澤さんのほうにお知らせいたします。

○議長（近 良平君） 3番。

○3番（小澤 仁君） 2つ目もちょっと教えてください。もう一つ、14ページの5款1項の先ほど伊藤議員が質問した畜産振興費の上の上、農林水産業施設管理費修繕料、かじかセンターの井戸の清掃というお話だったんですけども、これは何か利用目的が決まってる清掃ですか。それとも維持管理での清掃ですか。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（野本 誠君） ただいまのご質問でありますけれども、荒川漁協さんからは打診というか、ぜひ貸してくださいという話がありました。それで、水量につきましては漁協さんは毎分1,000リットルぐらいは欲しいという話だったんです。それで、平成28年に検査をしておりますけれども、毎分500リットルぐらいしかないということで、大分能力も落ちているということで今回修繕を行いたいというものであります。それで、漁協さんに実際貸すことになるかどうか、借りてもらえれば一番いいわけですけども、そうならなくても今後施設をどうぞ使ってくださいとほかの方に言った場合に、当然水の話になりますので、水はこのぐらい出ると、ぜひ使ってくれという話に持ち込むためにも、ぜひ修繕をしておきたいというものでございます。

○議長（近 良平君） 10番、平田さん。

○10番（平田 広君） 私も小澤議員と同じなんですけれども、8ページの除雪機械の売り払いの関係で聞こうかという思いであったんですけども、中身聞いてくれましたので、追加では聞かせてもらいますが、現状と施策の中に機械の名前、ずっと書かれていますけれども、このどれに、1番、2番でいいんでしょうかね。参考までに教えてください。（「何ページですか」「76ページ」「いいですか」の声あり）

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 確認しますので、お願いします。

○議長（近 良平君） ほかにありませんか。いいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第61号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第61号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 平成30年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第62号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第3号)について質疑を許します。質疑はありませんか。

○議長(近 良平君) 10番、平田さん。

○10番(平田 広君) 2点ほど確認させてもらいます。

305ページの医師赴任旅費、不用になったので落とすということですが、ことしから先生来たので必要だと思ったんですけれども、何で不用になったのか。

もう一点は、これも補正予算特別会計で、ここだけが3号、もう3号になっているわけですね、ほかのところはみんなまだ1号だけれども。例年に比べてやや早いと思うんですけれども、やっぱりやって消耗品だのなくなってきて、その追加ということでうれしい悲鳴ということで受けとめていいですか。お願いします。

○議長(近 良平君) 住民福祉課長。

○住民福祉課長(佐藤充代君) ただいまの件なんですけど、まず医師赴任旅費の減額につきましては、当初予算で前任の先生が定年退職されるということで、当初予算で赴任旅費を計上しておりました。ただ、見込み計上しておりましたので、実際に要項に基づきまして旅費を支給した結果、不用残となったものでございます。

あと、補正予算が第3号というのがどうしてかということなんでございますけれども、1号、2号につきましては医療機器の購入が必要ということで補正計上させていただいたのがありましたので、今回第3号となっております。

以上です。

○議長(近 良平君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 平成30年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第64号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 平成30年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第65号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 平成30年度関川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第66号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第66号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

休憩します。11時15分まで休憩します。

午前10時57分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの続きを建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 先ほどの小澤 仁議員と平田 広議員からの除雪機械の売り払いの収入の件でご質問の件ですが、売り払い先は中倉虎治さん、個人でございます。どちらも、2台とも。それと、売り払いした機械ですが、村行政等の現状と施策の76ページ、除雪機械の一覧表の1

番と2番でございます。

以上です。

日程第8、議案第67号 上第1号温泉橋添架配水管更生工事請負契約の締結について

○議長（近 良平君） それでは、日程第8、議案第67号 上第1号温泉橋添架配水管更生工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第67号 上第1号温泉橋添架配水管更生工事請負契約の締結についてあります。温泉橋添架配水管は荒川右岸集落に給水を行う基幹管部であります。近年老朽化により漏水が頻発しております。これを解消するため、配水管の更生工事を行うものです。

去る9月4日に指名競争入札を執行し、最低額の落札者と仮契約を締結しております。関川村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に該当いたしますことから、議会の議決をお願いするものであります。

なお、入札に当たり指名いたしました業者は有限会社加賀谷電気、有限会社須貝電器、有限会社鈴木電器、株式会社協和管工、旭電工株式会社、株式会社遠山組の6社であります。落札した旭電工株式会社の応札額は予定価格に対する落札率98.6%でございました。詳細は議案に付してありますので、よろしく願いいたします。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑・討論・採決に入ります。

議案第67号 上第1号温泉橋添架配水管更生工事請負契約の締結について質疑を許します。質疑はありませんか。10番、平田さん。

○10番（平田 広君） 交通規制というのはどんなふうな格好になるの。今小見も交通規制やっているし、こっちのほう同じような格好になるんだろうか、片側通行とか。お願いします。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 本来この工事は足場ほとんど要らない予定でおりまして、中をライニングする、前後からやる工事でございます。ただ、延長が長いものですから途中1カ所ジョイントで2カ所で施工するというので、途中足場かけます。その関係で、足場かけるときに交通規制は若干あるかと思いますが、ふだんはほとんど交通規制はないと思います。

以上です。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 参考までにお聞きしますけれども、前回の工事から何年ぐらい経過しているのか、また今後もそのぐらいのスパンで必要になってくるんでしょうか。そのあたりお願いします。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 今回の管については昭和50年度施工でして、43年経過しているかと思えます。鉄管でございまして、それで内部が腐食して今回内部のライニングを行うというものでございます。特に橋の添架については鉄管ということで、昔はみんなそういった形でやっていたけれども、そのほかの管については下水道関連とかで更新しておりますので、特に問題はないかと思えます。

以上です。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第67号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長（近 良平君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は9月18日火曜日、午後3時から会議を開きます。大変お疲れさまでした。

午前11時19分 散 会